

令和7年
第8回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和 7 年第 8 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 8 月 25 日 (月) 午後 3 時

会場 208・209 会議室

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 事務報告

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

4 議事

議案第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 その他

(1) その他

6 閉会

令和 7 年 第 8 回 立川市 農業委員会 総会

令和 7 年 8 月 25 日 (月)

立川市役所 208・209 会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎君

係長 熊谷 寛君

主事 東島 信幸君

午後3時00分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

また、今日は本当に、連日のことですが、暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。本当に連日、もう猛暑、猛暑ということと、とにかく雨がないということで、皆さん、植付けにしても種まきにしても非常に困っている最中じゃないかと思います。とにかく早く雨が降っていただかないと、今後、今も局長とも話したんですけども、今度は農業祭にも影響が出てくるのかななんていうことも話したりもしたんですけども、とにかく早く雨が降っていただきたいというのが祈るところでございます。

今回、8月の現地調査なんですけども、とにかくここで、もう猛暑ということで、非常に暑いということで、1時間早く今回は現地調査を開始いたしましたので、今後もこういった暑い時期、暑さ対策ということで、時間を早めて来年もやるようになってしまふんじゃないのかなと思います。

また、来月は、何か過去のデータを見ると、非常に来月は件数が多い可能性があるということでございますので、もしかしたら、また時間を少し早めないと、かなり時間が持ってしまう場合があったら、もしかしたら、また来月も少し時間を早めて現地調査もする予定でありますので、どうか御理解のほどお願いたいと思います。

それでは、ただいまより令和7年第8回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございますが、5番の橋本

委員さん、お願ひします。本来でしたら 6 番の浅見委員にお願いする予定だったんですけども、まだお見えになつてないということなので、7 番の宿谷委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件、一括して事務局より報告をお願いします。

局長 そうしましたら、事務報告、それから届出関係、一括して事務局のほうから報告させていただきたいと思います。

着座にて失礼いたします。

それでは初めに、報告事項(1) 事務報告を行います。

7 月 24 日(木)、農業者年金制度推進研究会が開催され、事務局が出席いたしました。

8 月 5 日(火)、若葉町の肥培管理不十分農家への指導を会長、宿谷委員、高橋委員、事務局でいたしました。

8 月 7 日(木)、8 日(金)、農地専門職員研修会が開催され、事務局が出席いたしました。

8 月 19 日(火)、東京都農業会議臨時総会・常設審議委員会が開催され、会長と局長が出席をいたしました。

委員会といたしまして、8 月 15 日(金)、8 月の総会に向けた現地調査を実施し、25 日(月)午後 3 時より第 8 回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

8 月 29 日(金)、新規就農、農地貸借担当者会議／全体研究集会が開催され、事務局が出席を予定しております。

9 月 1 日(月)、令和 7 年度第 2 回農地パトロールを土地利用部会、農業経営部会合同で行い、市内の農地を巡回する予定です。

9 月 3 日(水)、北多摩地区農業委員、農地利用最適化推進委員研修会がウェブにて開催され、委員及び事務局が出席を予

定しております。

9月5日（金）、広報研究会が開催され、広報担当委員が出席される予定です。

9月10日（水）、職務代理、部会長研究集会が開催され、職務代理と両部会長及び事務局が出席をする予定です。

9月17日（水）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定です。

委員会といたしましては、9月16日（火）、9月の総会に向けた現地調査を、25日（木）午後3時より第9回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は栄町3丁目の1筆。地目は登記簿上が山林、現況は畠。面積は495m²。転用目的は事業用地でございます。周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出4件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は若葉町2丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は1,299m²。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は砂川町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は16m²。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は西砂町5丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は500m²。転用目的は工事用資機材置

場でございます。

4件目、農地の所在は栄町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は110m²。転用目的は住宅用地でございます。

おののおの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願ひをいたします。

清水委員、お願ひします。

15番 農地法第5条の番号の2のところですけれども、譲渡人のところに一番下の方の名前があって、譲受人に名前がないということは、これは4人のうち1人は持分がなくなるという解釈でいいのかということと、これは16m²で少ないんですけれども、店舗が69m²建てるということは、この土地の後ろ側にラーメン屋があるんですけれども、そのラーメン屋のほうを潰して建てていくのかなというのは、ちょっと分からぬので、そこのところを説明してください。

議長 では、事務局、お願ひします。

係長 転用の、まず譲渡人から譲受人に、4名から3名のところですが、今、委員がおっしゃったように、一番下の方につきまして、譲受人の方、1名の方に所有権を移転するというふうに伺っております。こちらに4名と3名と書かせていただいておりますが、所有権の移転はもちろんですが、転用を行っております。そのために前所有者の意思を確認しなくてはいけないということで、こちらのほうのような4名を譲渡人という形で書かせていただいて、譲受人のほうには3名という形の表記をさせていただいております。

持分の割合等につきまして、こちらのほうでは特段聞いてはございませんが、所有権の移転というところになります。また、この一部、16m²というところですが、事業用地の拡大ということで伺っておりますので、特段それ以上のことはお伺いは事

務局のほうではしておりますが、農地法5条の手続としては問題ないものと考えております。

議長 ありがとうございます。

清水委員、よろしいでしょうか。

15番 はい。

議長 そのほか御質問などあったらお願ひします。

岩崎委員、お願ひします。

11番 今のところ、清水委員と同じところなんですけれども、所有権の移転って具体的に贈与なのか、持分放棄なのかとか、その辺は聞いていないんですか。売買なのかとか。

係長 こちらの持分の変更のところですけれども、詳細につきましては事務局のほうで、所有者本人の方の申請ではなく、委任者からの申請ではあったんですが、詳しくは聞いてはおりません。ただ、所有権の移転の際に、売買ということはお話はされてなく……。ごめんなさい。売買ではなく、譲渡ということは、おっしゃってはいました。

11番 譲渡というのは包括的な概念なので、売買とか贈与とか、いろいろあると思いますけれども、ちょっとお聞きしたいのは、すみません、農地法の5条であるので、届出であるので、許可の5条の許可のように、細かな書類の点検というのではなくかなというふうに思ったんですね。思ったんですけども、5条のときは本当に、売買なら売買するのか、契約書はあるのかとか、転用後、本当に言ったとおりのものを作りたのかということで、建築計画とかを出させたりすると思うんですけども、5条のときってエビデンスは何もなく、言ったとおりでいいですよ、そういう審査をするのか。届出であっても、それが実態と合うのかどうかということは、見る必要があるものなんじゃないかなというふうには思っていたんですね。言ったことと同じことがここに書いてある。ここは何用地ですかね。これは木造の店舗兼居宅にするという。あるいは、排水は水路へ放流するということが書いてあったら、それがそうじゃなかつたら周

辺が困ってしまうので、そういうところは本来確認するのかなと思ったんですね。そうすると、それに至るには何らかの、贈与なのか、何か売買なのか、そういう法律構成が分かるような書類も確認するものだと勝手に思っていたんですけども、その辺の審査ってどういうふうにされているんでしょうか。

係長 今、委員の質問ですが、事務局のほうでは確認する書類につきましては、登記の全部事項証明をもって、まず所有者と確認をいたします。あと、譲り渡すほうにつきましては、届出書に実印も押していただいた証明、届出で出していただきまして、その方に移るというところは確認をいたします。その中にどういう形の建物を建てるとか、例えばですけれども、駐車場のような用地にするとか、そういう部分を書いてもらってあります。

それ以上のことにつきましては、事務局のほうで実際にそのような手続を、契約書上ちゃんとやってますかとか、そういう部分の確認につきまして、届出の中では、こちらのほうでは確認をしておりません。

11番 そうすると、申請された内容を信用して、そのエビデンス、証拠みたいなものは確認しないという、そういう運用で運用上なっているというふうに聞こえます。もし仮にその運用だったときに、私が懸念しているのは、だったら本来、農地を農地として転用する3条ってあるじゃないですか。3条を、市街化であれば5条でかいくぐれるんじゃないかなと思うんですよ。転用するんだみたいなことを申請しておけば、エビデンスがなければ、農地を農地として使うときには3条許可という、すごく重い手続が必要になる。3条を転用するというふうな体で譲渡しちゃえば、そのところは5条だから、何の確認も得ないで農業委員会をパスできるよということになるかなと思って、それが親族間なら、なおさらそういう、うまいことができちゃうようなことになるかなと思って、そうすると、普通は5条の本当に言ったとおりの家を建てるんだよねみたいなものという

のは、普通は確認するのかなって思ったんですね。本人の言い分だけじゃなくて、エビデンスがあるのかなと思ったんですけれども、そういうわけではない。それも運用として問題なくこれまでされているということでいいんですかね。

局長 今、我々のほうで説明させていただいたとおり、今、エビデンス、証拠、具体にどこまで確認するのかといったところで、かなり申請、届出の内容をそのまま信用するという形で運用させていただいております。ここの中で、畠からは当然地目が変わっていくといったところもありますので、その部分で現況確認も、届出ですので実施していないというところもありますので。ただ、なかなかそこまで出させる必要があるのかどうかというところの整理を改めて確認させていただきまして、かいくぐれるんじゃないかといった事象。

ただ、農地を農地として転用するところと、農地が宅地になっていくといったところの部分。こここの部分は税法上の問題などもいろいろ絡んでくる場合もありますので、果たしてどちらが得なのかなとか、いろいろと条件整理させていただいた中で、損するからやらないんじゃないかなとか、いろいろ可能性がありますので、その辺ちょっと状況を整理させていただいていけばなと思います。

現状これで特段大きな問題にはなっていないということで認識しております。

11番 分かりました。

それは運用の話なので、私がそこまで細かく言うところでもないとは思いますけれども、ただ、受け付けるときのヒアリングが、あまりに譲渡というところだけで、実態を把握しないで、聞き取りがそこにとどまっているんじゃないかなという印象は受けました。届出だから文句の言いようがないから、それでいいやという姿勢で本当にいいのかなというふうには思いました。

以上です。

議長 では、よろしいですね。

そのほかござりますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようなので、報告事項はこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、8件を議題に呈します。

今回、2班に分かれておりますので、最初の1番から4番の説明を最初にして、その後、報告が終わった後、また5番から8番を事務局のほうで説明をしていただきたいと思います。

それでは、事務局より1番から4番の説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

先ほど会長からお話がありましたとおり、2班体制で行いましたので、まずは東側の4件の調査結果につきまして御報告をいたします。

東側4件の現地調査につきましては、鈴木会長、横幕委員、宮岡委員、田中委員、事務局で行っております。

議案第1号の1、若葉町1丁目の2筆となります。略図1を御覧ください。略図1は若葉図書館の南西に広がる農地で、都の委託事業でセイヨウカナメモチやオリーブをはじめとする植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認ができます。

続きまして、議案第1号の2、幸町2丁目の1筆、4丁目の2筆の計3筆になります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は砂川八番交差点の南東に位置する農地で、ビニールハウスでトマトの収穫を終えたところでございました。肥培管理は良好で、境界も確認しております。略図2-2を御覧ください。略図2-2は幸町団地の東側に広がる農地で、ナスやキュ

ウリを作付しているほか、今後の作付に向けて耕うんをされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の3、砂川町6丁目の1筆、柏町2丁目の2筆の計3筆になります。略図3-1を御覧ください。略図3-1は国立音楽大学の南西に広がる農地で、キュウリ、シシトウ、ナス、ゴーヤなど多種類の野菜を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。続いて、略図3-2を御覧ください。略図3-2は第十小学校の北側に広がる農地で、トマトやキャベツ苗が生産されておりました。中央左の小さな四角部分には、ほこらが位置してあり、その部分は納税猶予から除外しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第1号の4、砂川町6丁目の3筆となります。略図4を御覧ください。略図4は、略図3-1の農地の南側に広がる農地で、ネギやサトイモ、ゴボウ、落花生が生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

なお、1号の3と4は同一世帯となります。

東側の4件につきましては以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いいたします。また、中立委員さんについては、一番最後に追加説明があればお願いしたいと思います。

それでは、まず1番、私のほうから報告をいたします。

この1番の方は、こちらの畑について、全て境界も確認をいたしました。肥培管理は良好でございます。内容としましては、植木生産と、あと、ほとんど半分以上が東京都の委託苗木を委託として管理をしている農地でございます。これといって大きな問題もなく、問題はないかと思います。

以上でございます。

2番について、宮岡委員、お願いします。

13番 2番の方なんですが、野菜農家さんで肥培管理もよく、事

前に聞いていた話とは、話では結構草ぼうぼうだから許してくれとかいうふうなことをおっしゃっていたんですけども、行ってみたらすごいきれいで、どこがというふうな感じを私は受けたんですね。

一応、個人的には以上です。問題ないとは思います。問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、3番と4番を田中委員、お願いします。

14番 3番と4番の関係ですけれども、この方は大体息子さんのほうが農業をやっておりまして、本当にきちょうどめんで真面目な方で、本当に畑に草がないっていう感じで、とてもいい畑なので、特に問題ありません。

以上です。

議長 3番と4番、合わせて問題ないということでおよしいでしょうか。

14番 はい。

議長 分かりました。

それでは、あと最後に、中立委員の横幕委員、お願いします。

8番 いずれもよく管理されていて問題ありませんでした。2-2の畑ですけれども、ここは江戸野菜のテラシマナスを栽培していました。

議長 ありがとうございました。

先ほど2番の宮岡委員から説明がありましたように、こちらについては、ちょっと事前に私のほうにも報告がありまして、草がひどかったので、業者にやってもらいますからということで、もう非常にきれいになっていたので、問題はないところでございました。

以上です。

それでは、ただいまの1番から4番に対しての説明がありました件について、質問がありましたらお願いしたいと思います。

清水委員、お願いします。

15番 1番の方ですけれども、備考のところに「前回から5か月ほど遅れての証明」ということで、これはどういうことなのかと、あと、税務署のほうも、こういうことは許されているのかどうか、ちょっと教えてもらいたいんですけども。

議長 1番は私のほうの地区でございます。前回の農地パトロールの際には、この備考欄に5か月ほど遅れている証明ということが書いていなかったので、今日来て初めてこれを見たところです。なので、これは今知ったというか、今見て知ったわけでございますので、状況はちょっと分からないので、この辺は事務局より直接お願ひします。

主事 事務局のほうで引き続き農業経営を行っている旨の証明願をいただきまして、その際に、いただいた後に、前回の証明時期が2月であることを発覚しまして、お電話で御連絡いたしました。お電話で御連絡したところ、税理士の方と相談済みで、税務署のほうにも遅れて提出する旨を伝えているということで、証明願をそのまま受け付けて、令和7年7月14日までの農業経営を行うことに証明するというものとして受け付けております。

議長 清水委員、お願ひします。

15番 そうすると、3年のあれね。5か月延びちゃうね。そういうのは大丈夫なの。

議長 事務局で言いますか。では、私は過去にあった例を言います。

過去で何件か、はっきり言って出し忘れたという例がありました。一番遅れたのが、1年というのも過去にありました。それは大丈夫なのかってその方に聞いたんですけども、直接やはり税務署に聞いて、大丈夫だということだったんですね。あと、ほかの方も1か月や2か月ですかね。遅れた方も現にいました。かといって、これが遅れたからといって、では、例えば私が遅れて出して本当に大丈夫かといったら、それは分からぬので。決まりははっきり決まりだと思うんですよね。

私は、あくまでも過去の例を言つただけで、期限というのは決まっているので、期限内にやっぱり出すものだと思いますね。

あと、補足で事務局で何かお願ひします。

主事 農業委員会といたしまして、今、会長がおっしゃったことがほとんどですけれども、今回のこの証明書を出すことが、税務署へ必ず間に合って提出できることまでを、我々が証明しているわけではございませんので、税務署のほうで受け付けるかどうかは税務署の判断かと思います。

議長 税務署のほうからも、3年ごとに必ず報告書が来るとは限らないということも言っていましたので、それは一番は、本人がちゃんと覚えておくというのが大前提ですから、その辺は農家の皆さんも、この辺は覚えていただかないと、自分のことなので、税務署が忘れても、それは責任はないということらしいです。

そのほか何か御質問はありますか。高橋委員。

12番 これに関連するんですけれども、次回は2年、2年半ぐらいになるということですか。戻って。今度は3年5か月だから、次の申請と言うのか、何と言うのか、申告と言うの。

議長 期限というのは、もう毎回決まっているので、来年もそのときの同じ期間ですね。提出した日にちじゃないですからね。2月ですから。あくまでも……。ということです。

そのほかよろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないので、続きまして、5番から8番の説明を事務局よりお願ひします。

局長 そうしましたら、続きまして、西側の5番から8番の4件につきまして調査結果を御報告いたします。

現地調査は嶋田職務代理、鴻地委員、川野委員、岡部委員、事務局で行いました。

議案第1号の5、砂川町2丁目の1筆になります。略図5を御覧ください。略図5は昭和記念公園砂川口の北西に位置する

農地で、ニンジン、カブ、ジャガイモの収穫が終わり、現在はネギが生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認がでております。

続きまして、議案第1号の6、上砂町3丁目の4筆になります。略図6を御覧ください。略図6は立川第五中学校の東側に広がる農地で、カロライナジャスミンやローズマリー、東京都からの委託でブルーベリー苗を生産しているほか、グランドカバーの植物を約400種類生産されておりました。真ん中右のくぼみには小屋が位置しており、その部分は納税猶予から除外しております。肥培管理は大変良好で、境界も確認がでております。

続きまして、議案第1号の7、西砂町6丁目の2筆となります。略図7を御覧ください。略図7は西砂学習館の北西に広がる農地で、ナス、ピーマン、サツマイモ、栗を生産しておられ、秋作に向けて休ませている土地もありましたが、きれいには耕うんされております。南部分には小屋が位置しており、その部分は納税猶予から除外をしております。肥培管理は大変良好で、境界も確認がでております。

議案第1号の8、西砂町3丁目の1筆、2丁目の2筆の計3筆になります。略図8-1を御覧ください。略図8-1は林泉寺の南西に位置する農地で、ビニールハウスでトマトやパプリカ、露地でゴーヤを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認がでております。略図8-2を御覧ください。略図8-2は西砂小学校の西側に広がる農地で、キウイフルーツを生産しており、作付していない部分は耕うんされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認がでております。

議案第1号につきましては以上となります。

議長 ありがとうございました。

確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いいたします。最後に職務代理から追加説明があれば、お願いしたいと思います。

まず初めに、5番と6番を合わせて鴻地委員、お願ひします。

10番 5番、6番とも事務局が説明があったとおりで、境界も確認できましたし、肥培管理のほうも大変良好で、全く問題はないと思います。

6番の方なんですが、かなり多種類を広範囲な面積でやっておりましたので、実際、労働は娘さんが1人でやっているとおっしゃっていましたので、体が心配だなというのが、ちょっと気がかりなところです。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、7番を川野委員、お願ひします。

16番 7番の方ですけれども、事務局が説明いただいたとおり、大変きれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、8番を岡部委員、お願ひします。

17番 8番の方ですけれども、事務局の説明どおりです。大変きれいに、また立派な作物を育てておりましたので、問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございました。

では、最後に職務代理よりお願ひします。

2番 5番から8番の方ですけれども、どこの畠も非常にきれいに管理されていて、何ら問題ないと思います。

8番の方から、隣に相続放棄地があるので、ちょっとついでに見ていってくれということで、ちょっと見させていただいたんですけども、かなり草や木が覆い茂っているところで、ハクビシンらしき巣が何個か見当たったりしているので、その辺をどうにかしてくれということなんですけれども、それについては引き続き委員会のほうでも、そういう農地については、いろんなことを対策を考えていきますということで、一応お答え

はしておきました。あとは何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件につきまして、御質問などあつたらお願ひしたいと思います。

田中委員、お願ひします。

14番 番号6の方なんですけれども、畠と畠の間が隙間があるんですが、これは用水か何かの関係ですか。

議長 鴻地委員、お願ひします。

10番 はい。そのとおりです。

議長 よろしいですか。

そのほか御質問ありますか。お願ひします。

14番 この上水というのは、どこからどこが流れている上水なんですか。

10番 それは分からぬ……。

議長 いろいろあるんでね。この辺の一帯、みんな入っていますから、なかなかね。

10番 やたら入っていますよね。うちのところも入っているし、そこが田堀用水という……。

議長 南もあるし、北側もあるし、五日市街道も。両方ありますよね。

2番 特にこの今の……。

10番 五日市街道の二番地区の南側は、結構ちょこちょこ入っている……。

2番 ずっと三番の先までですね。

14番 これは前の田堀用水とかなんとかというやつもあるの。

2番 どうですかね。分からぬ……。まあ、公図上には水路というので全部入っているので、全然今はもう水路とか……。

14番 そうだよね。分かりました。

議長 そのほかはよろしいですか。

……質疑なしの声

議長 今、8番の方からの、隣の農地のところにハクビシンがいるという話でした。また後ほど全員協議会のほうで、この農地の件につきましてパトロールの対象にしようかという事務局案も出ておりますので、その辺、また後ほど事務局からもお話があるかと思いますので、また後ほどパトロールの件について、また説明があると思います。

以上です。

それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

それでは次に、その他で何かございますか。

局長 事務局からは特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は、9月25日（木）午後3時から、この同じ場所ですが、208・209会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時38分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員